

物件明細書

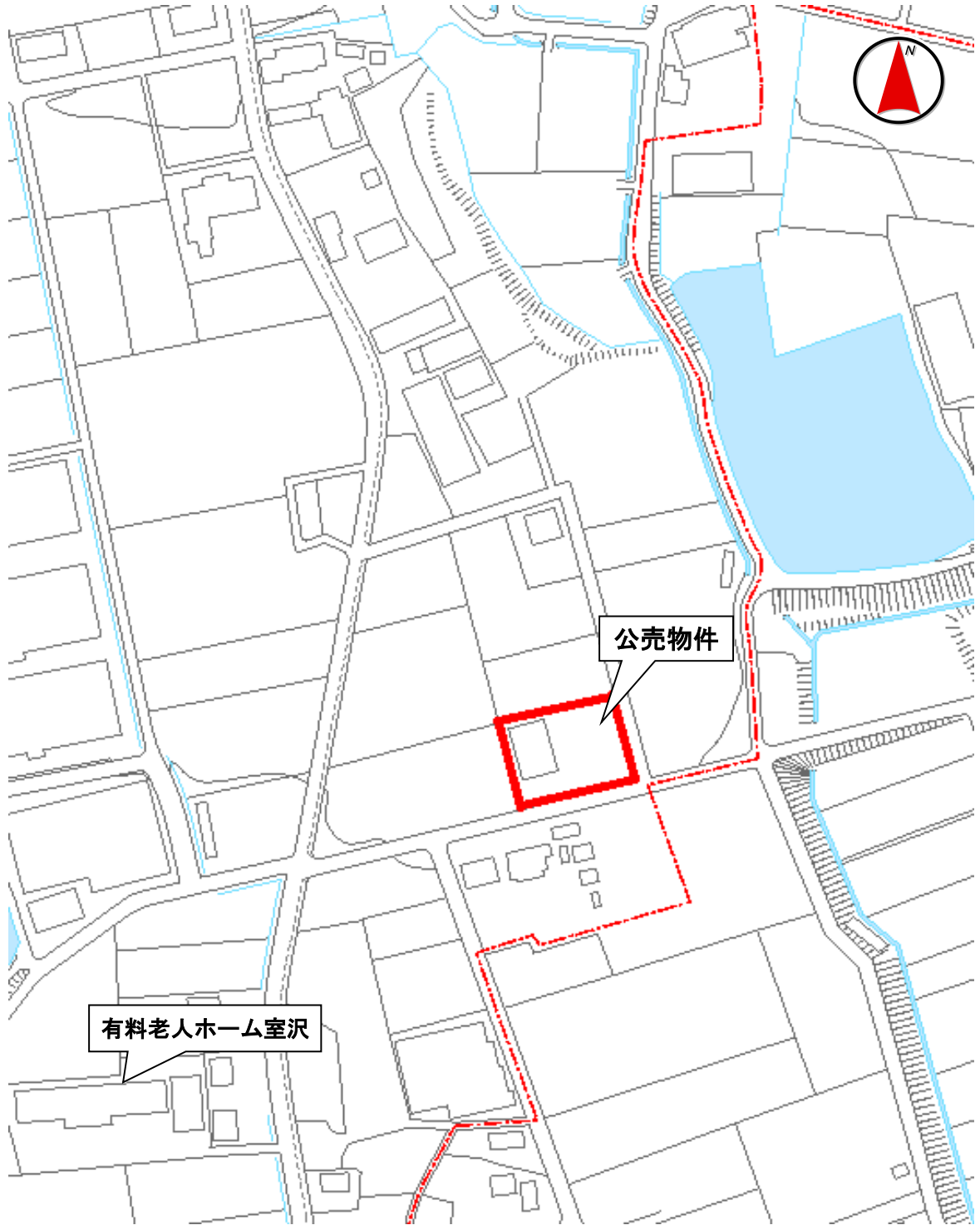
売却区分の番号	前橋市ー1	見積価額	金 8,650,000円		
		公売保証金	金 900,000円		
<p>財産の表示</p> <p>(土地)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>1 所 在:前橋市粕川町室沢 地 番:688番1 地 目:畑 地 積:435㎡</p> <p>2 所 在:前橋市粕川町室沢 地 番:688番2 地 目:畑 地 積:91㎡</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>3 所 在:前橋市粕川町室沢 地 番:688番3 地 目:宅地 地 積:992.16㎡</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(以上登記簿による表示)</p>				<p>1 所 在:前橋市粕川町室沢 地 番:688番1 地 目:畑 地 積:435㎡</p> <p>2 所 在:前橋市粕川町室沢 地 番:688番2 地 目:畑 地 積:91㎡</p>	<p>3 所 在:前橋市粕川町室沢 地 番:688番3 地 目:宅地 地 積:992.16㎡</p>
<p>1 所 在:前橋市粕川町室沢 地 番:688番1 地 目:畑 地 積:435㎡</p> <p>2 所 在:前橋市粕川町室沢 地 番:688番2 地 目:畑 地 積:91㎡</p>	<p>3 所 在:前橋市粕川町室沢 地 番:688番3 地 目:宅地 地 積:992.16㎡</p>				
物件の位置	上毛電気鉄道線「粕川駅」北方 約2,500m(直線距離)				
主な公法上の規制	都市計画区域 非線引都市計画区域 無指定 用途地域 無し 建ぺい率(指定) 70% 容積率(指定) 200%				
接道状況	南東側 幅員約4.7mの舗装市道 北東側 幅員約4.0mの舗装市道				
物件の概況	地勢	ほぼ平坦			
	画地条件	間口 約42m 奥行 約35m			
	形状	ほぼ整形			
	供給施設	水道:引込可能			
使用状況等	画地内は雑草が繁茂状態です。土地上に課税上は滅失となっているが滅失登記されていない建造物があります。また、コンクリート資材、ドラム缶等も存しています。				
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 農振法上、農用地区域外です。 2 土地見取図は参考です。現況と相違する場合は、現況優先とします。 3 公売財産1～3は一括公売とします。 4 特定用途制限地域(田園居住地区)です。 5 公売財産は平成11年7月15日付で農地法4条による転用許可済です。転用目的は「事務所及び園芸資材保管庫用地」となっており、現況では雑種地です。 6 所有権移転にあたっては農地法で規定する許可は不要です。 7 埋蔵文化財包蔵地の指定エリア(前橋市0584遺跡)内に所在するため、工事する場合は事前に前橋市の文化財保護課に相談する必要があります。 8 本物件上には、登記上建物が存在していますが、現地の建物は雪害により損壊し、廃材等が残存しています。(建物登記の滅失や、廃材等の撤去については、所有者との協議が必要となります。) 9 公売財産全体で建築する場合は事前協議が必要となる場合があります。詳細は建築指導課にお問い合わせください。 				

<p>注意事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 前橋市は、不動産登記簿上の権利移転のみを行います。 2 前橋市は、公売財産の引渡し義務を負いません。物件内の動産類の撤去、占有者の立ち退き等などについても、すべて買受人自身で行ってください。 3 境界確定は、買受人と隣接地所有者との間で行ってください。 4 公売財産は、現状引き渡しとなります。市は瑕疵担保責任を負いません。 5 公売財産の面積等は、公簿上によるものです。 6 権利移転及び危険負担の移転の時期は、買受代金の納付があった時とします。なお、所有権取得後の財産の毀損・焼失等による損害は買受人の負担となりますが、他の法令等により制限のある場合は、これにしががいます。 7 土壌汚染や残存物などに関する専門的な調査は行っておりません。 8 公売財産について、関係公簿等を閲覧するほか、法令などの規制に関する関係各部署に確認及び現地を確認するなど、十分調査を行ったうえで入札してください。 9 権利移転に要する費用は買受人負担とします。買受代金納付後速やかに市長へ所有権移転の請求をするとともに、権利移転に伴う費用(登録免許税など)を負担してください。 10 前橋市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員などは、公売へ参加することが出来ません。なお、参加者情報に基づき、暴力団関係該当の有無を関係機関に照会することがあります。
<p>その他事項</p>	<p>本物件は、消費税法上の非課税財産です。</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>前橋市役所 収納課 収納第四係 電話 027-898-6230(直通)</p>

公売財産周辺地の概要図

売却区分の 番号	前橋市 -1
-------------	-----------

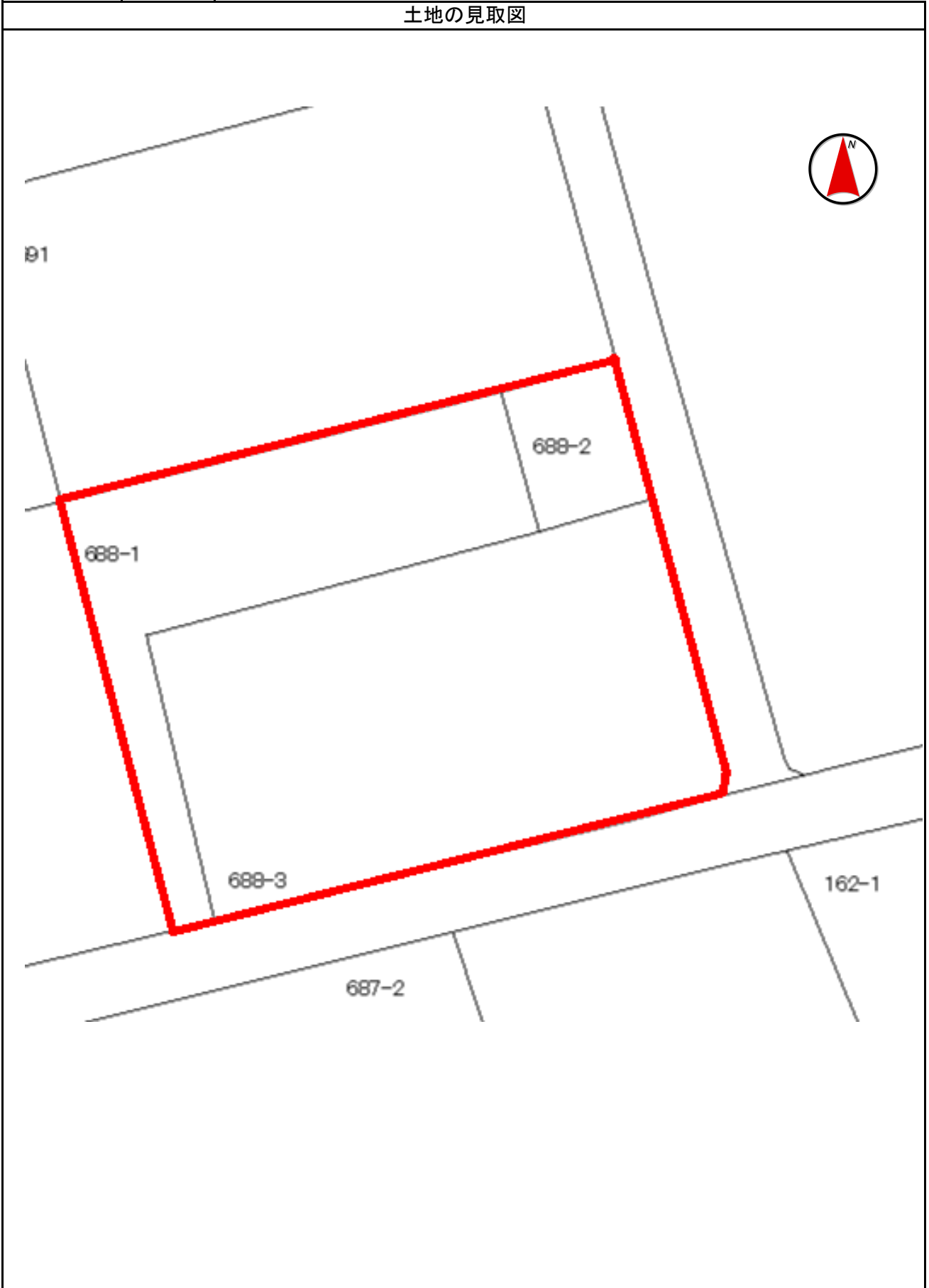
公売財産周辺地の概要図



土地の見取図

売却区分の 番号	前橋市 -1
-------------	-----------

土地の見取図



売却区分の
番号

前橋市
-1

※写真上の枠線はおよその目安です。実際の境界を示すものではありません。



南西より撮影



南東より撮影



北東より撮影



土地上建造物



建造物内部



建造物内部

※写真上の枠線はおよその目安です。実際の境界を示すものではありません。



土地上の残存物



土地上の残存物